

令和3年度教育委員会定例会会議録

【日時】 令和4年1月25日（火）
【開会】 14時00分
【閉会】 15時39分
【場所】 教育文化会館 第6・7会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満
委員 高橋 美里
委員 田中 雅文

教育長職務代理者 岡田 弘
委員 石井 孝

【欠席委員】

委員 岩切 貴乃

【出席職員】

教育次長 石井 宏之
総務部長 森 有作
教育政策室長 田中 一平
教育環境整備推進室長 谷村 元
職員部長 小澤 毅夫
学校教育部長 大島 直樹
健康給食推進室長 鈴木 徹
生涯学習部長 岸 武二
総合教育センター所長 佐藤 公孝
庶務課長 日笠 健二
庶務課担当課長 瀬川 裕
教育政策室担当課長 二瓶 裕児

健康教育課長 村石 恵子
健康教育課指導主事 森嶋 毅
教育環境整備推進室担当課長 小田部 純子
教育環境整備推進室担当係長 佐々木 一晃
生涯学習推進課担当課長 山口 弘
生涯学習推進課担当課長 豎月 基
生涯学習推進課課長補佐 落合 謙二

生涯学習推進課担当係長 高山 省吾
生涯学習推進課担当係長 関 裕史
生涯学習推進課担当係長 山口 祐太
健康給食推進室担当課長 末木 琢郎
健康給食推進室担当課長 大島 健之
健康給食推進室担当課長 北村 恵子
健康給食推進室担当係長 國分 壘彦

調査・委員会担当係長 長谷山 大介
書記 畑山 拓登

【署名人】

委員 岡田 弘

委員 石井 孝

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、岩切委員が欠席でございますが、「教育長及び在任委員の過半数」である4名以上の出席がございますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、会議は成立しております。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から15時30分までといたします。

3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

12月の定例会の会議録を、事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

4 傍聴（傍聴者 2名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、異議なしとして傍聴を許可いたします。

5 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No. 4から報告事項No. 6及び議案第36号から議案第38号は、議会の報告及び議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることでよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、これらの報告及び議案につきましては、議会での報告及び提案後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

6 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

岡田委員と石井委員をお願いいたします。

7 報告事項 I

報告事項No. 1 令和3年第4回市議会定例会について

【小田嶋教育長】

初めに、報告事項 I に入ります。

「報告事項No. 1 令和3年第4回市議会定例会について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【日笠庶務課長】

それでは、「報告事項No. 1 令和3年第4回市議会定例会について」御報告をさせていただきます。

資料を御覧いただき、資料の表紙をおめくりいただき、1ページ目を御覧ください。「令和3年第4回市議会定例会 議案概要及び会議結果」でございますが、これは令和3年11月26日から12月21日まで開会されました市議会定例会において、提案された全議案の一覧でござい

ます。このうち、教育委員会に係る議案といたしましては、議案第165号「川崎市市民ミュージアム条例の一部を改正する条例の制定について」。また、教育委員会事務局から提案した議案といたしましては、4ページを御覧いただきまして、議案第184号「川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の指定管理者の指定について」、議案第185号「GIGAスクール構想端末等の取得について」の2議案でございまして、12月15日の本会議におきまして採決が行われました。結果につきましては、いずれの議案も全会一致で、原案のとおり可決されたものでございます。

続きまして、6ページをお開きください。「令和3年第4回市議会定例会 代表質問発言者及び発言要旨」についてでございます。代表質問は、12月7日、8日の2日間で行われ、資料は各会派からの代表質問の要旨を一覧にしたものでございます。このうち、教育委員会事務局に対する質問を網掛けにしておりまして、自民党からの質問といたしましては、「令和2年度川崎市立小中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の調査結果について」、「令和3年度全国学力・学習状況調査結果の概要について」、「特別支援学校の整備について」、「第5期川崎市男女平等推進行動計画（案）の策定について」、「HPVワクチンについて」、「JR南武線連続立体交差事業の検討結果について」、等の質問がございました。8ページから11ページまでに、それぞれみらい、共産党、公明党の順で各会派の質問を掲載しておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

続きまして、12ページを御覧ください。「令和3年第4回市議会定例会一般質問発言要旨」についてでございます。資料は、一般質問の開催日ごとに発言者と要旨を記載した一覧になっておりまして、一般質問は、12月16日から12月21日までの4日間で行われ、教育委員会事務局に対して、27名の議員から34項目の質問がございました。19ページまでに、各議員の質問要旨を掲載しておりますので、後ほど、御覧いただければと存じます。

以上で、令和3年第4回市議会定例会の報告を終わらせていただきます。

【小田嶋教育長】

ただいまの説明から、本件は、令和3年第4回市議会定例会で教育委員会事務局から提案した議案の採決結果及び議会での質問要旨の御報告でございましたので、この程度にとどめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 1について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 1は承認といたします。

報告事項No. 2 市議会請願・陳情審査状況について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 2 市議会請願・陳情審査状況について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【日笠庶務課長】

それでは、引き続きまして、「報告事項No. 2 市議会請願・陳情審査状況について」御報告させていただきます。

資料の表紙をおめくりいただきまして、1ページ目を御覧ください。「市議会に提出された請願・陳情の審査状況」についてでございます。本日は、前回御報告いたしました、令和3年8月24日開催の教育委員会臨時会以降に、文教委員会に付託されました請願・陳情につきまして、御報告を申し上げます。1ページおめくりいただき、2ページを御覧ください。ページの一番下、請願第27号「川崎市独自の少人数学級推進を求める請願」が12月16日に提出され、文教委員会に付託されました。請願の概要について御説明いたしますので、3ページを御覧ください。こちら、3ページが当該請願書でございます。請願事項といたしましては、下のほうですけれども、「川崎市立小中学校の36人以上の学級を無くすこと。」でございます。ただいま御説明いたしました請願第27号につきましては、今後文教委員会で審査される予定でございます。

以上で、市議会請願・陳情審査状況についての御報告を終わらせていただきます。

【小田嶋教育長】

ただいまの説明から、本件は、前回の報告以降に文教委員会に付託・審査された請願・陳情書でございますので、この程度にとどめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 2について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 2は承認といたします。

何かお気づきの点等がありましたら、事務局のほうにお尋ねいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

報告事項No. 3 令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 3 令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について」の説明を、健康教育課長、お願いいたします。

【村石健康教育課長】

それでは、報告事項No. 3「令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について」御報告いたします。

お手元の資料を1枚おめくりいただき、1ページを御覧ください。四角囲みの調査の概要を御覧ください。「1 調査目的」については、本調査は、スポーツ庁が全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることや教育委員会が子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、子どもの体力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する等を目的に平成20年より行っている調査です。「2 調査の対象」については、全国の国公私立の小学校5年生、中学校2年生全員の悉皆調査となっています。「3 調査内容」については、実技テスト調査として資料に記載する項目を行うものと、運動習慣及び生活習慣等についての質問用紙によるものの2種類となっております。「4 調査実施時期」については、令和3年4月から7月の間に各学校において実施したものです。なお、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となっております。

次に、「1 本市の体力の状況」ですが、「(1) 体力合計点の経年推移」を御覧ください。グラフ1-1は小学校5年生男子、グラフ1-2は小学校5年生女子の経年推移を示しておりますが、点線のグラフが全国平均、線のグラフが本市の数値となっております。男女ともに前回調査の結果を下回っており、全国平均よりも低い数値となっております。特に、小学校5年男子は、全国平均と同様に、本調査開始以降で最も低い数値となりました。2ページを御覧ください。グラフ1-3は中学校2年生男子、グラフ1-4は中学校2年生女子の経年推移とグラフをお示しておりますが、小学校5年生と同様の状況となっております。次に、「(2) 種目ごとの平均値との比較」についてですが、表2を御覧ください。図の見方ですが、持久走と50メートル走は、数値が小さいほど速く走れていることを示しております。表の数値で、丸印で囲んであるものが全国平均を上回っているもので、小学校5年男子では握力と長座体前屈、小学校5年女子では長座体前屈、中学2年生男子では持久走が全国平均を上回っており、小学校5年生女子の握力は全国平均と同じです。その他の種目は、全国平均を下回っております。特に、四角印で囲んである種目においては、全国平均に対する相対的な位置を示すT得点で3ポイント程度下回っており、全国平均値を大きく下回っております。

次に、「2 運動習慣等の状況」ですが、「(1) 運動やスポーツすることは好き・やや好きと答えた割合」は、表3のとおり、小中学生ともに全国平均より低い傾向が見られます。3ページを御覧ください。「(2) 授業以外における運動やスポーツの1週間の総運動時間」についてですが、表4を御覧ください。小学生は男女とも全国平均を下回っていますが、中学生は男女とも全国平均を上回っています。

次に、「3 生活習慣の状況」についてですが、「(1) 1日あたりの睡眠時間」は、表5のお

り、小学生・中学生ともに、全国平均とほぼ同じ割合となっています。次に、「(2) 平日1日あたりのTV、DVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコン等の映像の視聴時間」についてですが、表6を御覧ください。小学生は、全国平均とほぼ同程度ですが、中学生は全国平均よりも長時間見ている生徒の割合が高い傾向が見られます。次に、「(3) 放課後や学校が休みの日に、運動部や地域のスポーツクラブ以外で運動やスポーツをする機会」についてですが、表7を御覧ください。小・中学生ともに、全国平均とほぼ同程度となっています。

続きまして、4ページを御覧ください。「4 今後の取組」ですが、「(1) 調査結果から見える本市の現状と課題」といたしまして、児童生徒の体力・運動能力が、一部の種目を除き、全国平均値を下回っており、運動やスポーツをすることが好き・やや好きと回答した割合や小学生の運動時間が全国平均より低くなっている等が考えられます。次に、「(2) 今後の取組に向けて」ですが、児童生徒が、運動することの大切さや運動の楽しさを実感し、自分の生活スタイルの見直し等の意識を高めることができるよう、体育学習の充実をはじめ、学校行事や部活動、家庭との連携等、児童生徒が運動に親しむ取組を推進します。具体的には、教員の指導力向上として、本市の課題を共有し、各学校の体育活動の計画の工夫・改善を図るとともに、学校と各家庭が課題を共有し、連携して体力の向上への取組が推進できるよう校長会、体育研究会とも協力、連携をしながら推進してまいります。また、各小学校がキラキラタイムで取り組んでいる長縄とびを、引き続き実施します。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

御質問等はございますでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

調査の説明とまとめ、ありがとうございました。

まず、質問ですけれども、毎年感想として言っているのが、川崎市の子どもたちは、体育のテストの方法に慣れていないんじゃないかというところのお話をさせていただいて、実施の期間とか、いきなりシャトルランになっても、まずシャトルランというのが何かよく分からないまま検査が終わるみたいな、自分の子どもからそういう話を聞いたことがあったので、その辺りについての実施時期が4月から7月ということだったのですけれども、今年はどうだったのかなというところをまず一つ質問させてください。

【村石健康教育課長】

今回につきましては、小学校は、約半数の学校が6月に実施をしております。その他は、5月と7月に約半数ずつ実施をしております。

中学校につきましては、半数以上が6月に実施をしております、その次には5月が多く、残り数校が4月に実施をしております。

以上でございます。

【高橋委員】

このテストのやり方があまりよく分からないというところの課題というのは、小さくなっているというふうに捉えてもよろしいですかね。

【村石健康教育課長】

そうですね。調査の方法としましては、まず、小学校は、教員が児童に計測の方法を説明しまして、学年で一斉または体育の授業において、児童がペアを組み測定し合ったり、教員が測定をしたりというような状況でございます。

中学校につきましては、あらかじめ全校一斉の測定日を決めまして、生徒からテスターと言われる測定者を養成しまして、その養成された測定者を配置して、生徒がクラスごとにグループをつくりまして、各計測場所を回るような方式で行っている学校が多いというふうに聞いております。

【高橋委員】

ありがとうございます。テストのためのテストではないですけれども、せつかくこういう調査をするので、調査が適切な形で行われるように引き続き指導をしていただければと思います。

すみません、あと2点あるのですけれど、まず、私、今年、研究推進校の報告会ということで、体育と保健体育の研究推進をしている学校に伺いまして、小学校は新町小学校で、中学校は中原中学校だったのですけれども、この最後の具体的な「今後の取組に向けて」というところを書いてあった、運動を児童生徒が楽しんで行えるような学校教育を進めていくというところをどちらの学校もすごく一生懸命やってくださっていて、運動が得意じゃない子も参加して、学校全体として運動を楽しむ。新町小学校とかは、生涯にわたって運動やスポーツを楽しむ心を育てようという取組をしてくださっていて、本当に先生方の工夫でそういうことが現場でされているなということを感じています。

それプラス、保護者の意見として、いつもこの調査を見て、少し違和感を感じているところがあって、例えば中学校は、多くの中学校は部活動に入っている子がほとんどで、もう本当にすごい運動部の皆さんは一生懸命運動されている。部活じゃなくて、学校外の、例えば水泳とかサッカーとか、部活、学校外のそういうクラブで過ごす活躍しているお子さんがたくさんいて、運動できるお子さんがすごく多いというイメージがどっちかというところなのですよね。なのに、この調査は、あんまり全国に比べて良くないというのが、自分の見ている実態と何となくいつも離れているような気がしていて、原因というのは難しいところはあるのですけれども、やっぱり行動範囲が、学区が狭かったりするので、川崎は。普段、日常生活として動く、何ていうのですかね、万歩計じゃないですけど、そういう動く量が少ないのかなというのは、少し影響しているのかなというのは思っているところで、言ってもいいか分かりませんが、この調査だけを見てあまり一喜一憂しても仕様がないうところで、現場の学校ではすごく良い取組はたくさんされているのも思いますし、子どもたちも運動している子は結構多いなという実感があります。

これもごめんなさい、感想ですけど、最後に一つ、研究推進の会でも出たのですが、やっぱりコロナもあって、体力が落ちている子と怪我をする子がやっぱり去年、今年は多いというお話があって。なので、能力とか習慣という以前のところが、今、やっぱりコロナですごい影響

が出ているというところがあるので、そこは結構まだ影響が長続きすると思うので、こういう調査以外に、本当は怪我をしているとか、そういうところもデータとして分かったりすると良いなというふうには思いましたし、引き続きケアして見ていただければと思います。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

中学校での部活やクラブスポーツの数、現状と、こういった結果等の言及がありましたけど、指導主事のほうで今の発言を受けてコメントはありますか。

【森嶋健康教育課指導主事】

では、お答えさせていただきます。先ほど御指摘いただいたように、現場の先生たちは、このコロナ禍でも非常に工夫をして授業を進めていただいています。この運動習慣調査の中から、体育の授業がどれぐらい充実しているかということも結果からは見えてくるのですが、子どもたちの目標の設定ですとか振り返りですとか協働的な学習というところでは、すごく全国平均よりも高くなっております。

ただ、残念ながらその辺がこの体力の成果としては表れてきていないということが非常に課題として捉えておまして、御指摘のあった、特に中学校の部活動についても、入部率についても全国平均とほぼ同じぐらい、もしくは少し良いぐらいですけども、なかなか結果に結びつかないということも非常に課題として考えております。

中学生の運動習慣調査からは、自分の体力の向上に目標を持って取り組んでいますかという問いは、全国平均より低い値が出てきています。ですから、授業のほうはしっかりと取り組んでいるところですが、自己の体力ですとか健康についてもしっかりと目標を持たせて、各学校の体育的活動を充実していけるように推進していきたいと思っております。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

他の方、いかがでしょうか。

田中委員、お願いします。

【田中委員】

御説明ありがとうございました。

感想ですけども、私は以前からGIGAスクールと子どもの目とか体力の関係がとっても心配、気になっています。もちろん、GIGAスクールはとにかく子どものオンライン型の学習システムをうまく効率的、効果的に図って行って、学習効果が上がるよう、特に今のコロナのような状況の下では、これをうまく活用していくというのが絶対的に必要ですので、良い形で推進すべきだというのは、当然そう考えております。

ただ、GIGAスクールが浸透していく中で、子どもたちの放課後とか休日の生活スタイルが変わってくるという可能性があるわけですね。画面を見る時間が増えるということは、目に対する影響とか、あるいはそれによって運動、体を動かす時間も減ってくるということもあり得る

ので、その辺り、今後ともきちっと調査しながら、子どもたちの健康をGIGAスクールがむしろむしばむのではなくて、これを機会に子どもの生活スタイルを見直し、良い方向に持っていけるようにできるといいなと思っております。

ゲームとか画面を見るということについては、国際規格のデータを見ると、日本の子どもたちは遊びでコンピューター、ICTを使う時間が非常に他国よりも長いわけですが、いわゆる勉強で使う時間は非常に短いようで、こういう中で、GIGAスクールの浸透によって、子どもたちが学校の学習関係でコンピューターを見る時間が増えていくと、遊びと合わせてものすごい時間の画面を見る時間になってきますので、この辺りをどうコントロールできるかがとても大事な点だと思うのです。前にも言ったと思うのですが、遊び感覚で、画面で勉強できるようにしていくことによって、従来遊びで使っていたゲーム時間が減るような方向にいけば一番良いのだと思うのですが、その点、工夫していけるといいなということを感じています。

それで、それと関連ですけれども、表の6ですが、これはTV、DVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコン等の映像ということですので、遊びで使っているか、勉強で使っているかは問わないわけですね。

【村石健康教育課長】

こちらの表に関しましては、GIGAで勉強をしている時間は含まれていないという時間になっております。

【田中委員】

なるほど。調査の前提そのものがそうになっていますね。分かりました。じゃあ、これは遊びで使っている時間という意味ですね。

ただ、塾だとか受験勉強みたいなものとか、それは含むのですか。

【森嶋健康教育課指導主事】

一応質問の内容は、学習以外でという形の質問になっております。

【田中委員】

分かりました。ありがとうございます。

では、以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

【岡田教育長職務代理者】

調査の報告、毎年聞かせていただいています。ありがとうございます。

本市の子どもたちの状況が見えてきて、やっぱり一つの指標になり得るなというふうに思いながら、ぜひこれを少しでも高めていきたいなという思いでいっぱいでございます。

私が専門にしているようなところでも、例えば、心理だけを見ようとならないのですね。バイオ・

サイコ・ソーシャルモデルとあって、心理に関してもバイオの面、つまり生物学的に見てどうなのかということ、その状況が社会的に見てどうなのかという関連の中で見ていかないと心理的なところが見えてこないという。

そういう視点に立つと具体的な取組の中で、例えば給食の在り方と何かこれの関係が出てくるのか出てこないのかとか。というのは、他の市で筋力アップの給食だとか、運動の後に疲労回復の給食なんてやっているところが出始めまして、もしかしたらそういう関連もありかなというふうに思ったり、当然生活習慣との関連で、一般的に睡眠時間が長ければ成長ホルモンが出ますから身長は伸びるだろうなというのと、その関係はどうなのだろうかとか、睡眠の時間の時間と身長を比べてみると何か見えてくるものがあったりとか。それから、学校行事がコロナによって厳しい状況になっているということを考えてときに、それまで測定で見えないところでフォローしていたものが、もしかしたら、それがなくなっている。そうすると、そこをどういうふうにフォローアップしていくのかとか、そういう一つの体力の視点だけではなくて、バイオとかソーシャルとか、そういう視点で見えていながら、さらに本市の児童生徒の体力を測っていくということをぜひ一緒に工夫しながらやっていきたいなというふうな思いに駆られましたので、感想になってしまいましたですけども、お話しさせていただきました。よろしくどうぞお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。
他にはよろしいでしょうか。
高橋委員。

【高橋委員】

今後に向けてのお願いですけれど、睡眠時間とかゲームとか、さっき岡田委員が言われたのですけど、関連を見ていくといったときに、やっぱり経年で見て、ゲーム時間が増えて睡眠時間が減って、さらに運動時間が減ってとか、そういう関連みたいなものは、やっぱり経年で見ると少し分かってくるかなと思うので、できればそういう後半の数値についても、例えば運動が好きかどうかというものも経年で見て上がっているのか横ばいなのか、実は下がっているのかということと来年度以降は見ていただけるといいなと。ここでもそういう議論ができるといいかなと思うので御検討ください。お願いします。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。
それでは、報告事項No. 3について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 3は承認といたします。

傍聴人の方に申し上げます。

会議の開催当初にお諮りして決定しましたとおり、これからは、非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退室くださるようお願いいたします。

<以下、非公開>

8 報告事項Ⅱ

報告事項No. 4 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

【小田嶋教育長】

続いて、報告事項Ⅱに入ります。

なお、報告事項No. 4は、令和4年第2回市議会定例会に報告するものでございます。

「報告事項No. 4 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」の説明を、教育環境整備推進室担当課長、お願いいたします。

【小田部教育環境整備推進室担当課長】

「報告事項No. 4 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」を御説明申し上げます。こちらにつきましては、「市長の専決事項の指定について 第4項による専決処分」として、「柿生小学校校舎増築その他工事の契約の変更について」御報告するものでございます。

初めに、令和2年10月に契約した変更前の内容について、御説明いたします。お手元の「報告事項No. 4 参考資料」を御覧ください。表紙をおめくりいただき、2ページ目は案内図でございます。赤色で塗られた部分が工事場所の柿生小学校でございます。小田急小田原線柿生駅の北西約150メートルに位置しております。主要な道路といたしましては、敷地北側に上麻生連光寺線が、約50メートル東側に世田谷町田線が通っております。3ページ目を御覧ください。配置図でございます。本工事の概要は、児童の増加に伴う校舎等の狭隘化の解消のため、普通教室10室、特別教室等を備えた地上3階建て、鉄筋コンクリート造の校舎、延床面積約2,952平米を増築するものでございます。

別紙、「報告事項No. 4」を御覧ください。報告事項No. 4でございますが、工事名は「柿生小学校校舎増築その他工事」、契約の相手方は、株式会社北島工務店でございます。変更事項といたしましては、契約金額と完成期限でございます。変更前契約金額は8億6,570万円で、変更後契約金額は8億8,722万3,700円、変更前完成期限は令和4年2月28日で、変更後完成期限は令和4年3月31日でございます。また、専決処分年月日は令和3年12月27日でございます。変更理由としましては、地中障害物の撤去・処分の追加、山留工法の変更並びに地盤改良工事の範囲変更等に伴い金額が増額となり、併せて同変更内容に対応するために完成期限を延長するものです。工事契約の変更については、以上でございます。

なお、こちらにつきましては、令和4年第2回市議会定例会で報告をいたします。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますか。

高橋委員。

【高橋委員】

1か月延びて2,000万円くらい増えたということになると思うのですが、この地中障害物の撤去というのは、どういうものが埋まっていたのでしょうか。

【小田部教育環境整備推進室担当課長】

図面の増築校舎、渡り廊下というところ、黄色く塗られたところがあると思いますが、こちらのところに昔、古い校舎の基礎や古いブロック塀の基礎が地中に埋まっております、工事のときに支障があることが分かりましたので、こちらの撤去、処分、あと山留工法の変更等により2,000万円増額となりました。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

【高橋委員】

はい、分かりました。

【小田嶋教育長】

他にはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 4について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 4は承認いたします。

報告事項No. 5 市民館・図書館の管理・運営の考え方 中間とりまとめについて

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 5 市民館・図書館の管理・運営の考え方 中間とりまとめについて」の説明を生涯学習推進課担当課長、お願いいたします。

【山口生涯学習推進課担当課長】

それでは、「報告事項No. 5 市民館・図書館の管理・運営の考え方 中間とりまとめについて」御説明をさせていただきますので、資料の1ページを御覧ください。

初めに、「Ⅰ 『市民館・図書館の管理・運営の考え方』策定の経緯」でございますが、「1 背景」といたしまして、働き方や家族形態等の生活環境の変化、情報化の進展や価値観の多様化による人・地域のつながりの変化等が生じていることに加え、近年の甚大な自然災害や新型コロナウイルス感染症の発生等、新しい生活様式等への柔軟な対応が求められていることを背景としてお示ししております。次に、「2 市民館・図書館を取り巻く状況」といたしまして、市民館・図書館は、社会状況の変化、市民ニーズの多様化への対応が求められており、また、市民の主体的な参加による持続可能な社会づくりや、地域づくりに向けて、これまで以上の役割を果たしていくことが期待されている状況です。そういった状況に的確に対応していくため、市民館・図書館が概ね10年後の未来を見据え、それぞれの施設運営や施設整備の方向性を示す「今後の市民館・図書館のあり方」を令和3年3月に策定したことをお示ししております。次に、「3 今後の市民館・図書館のあり方」といたしまして、「今後の市民館・図書館のあり方」におきまして、市民館・図書館それぞれにおいて、その実現に向けて、効率的・効果的な管理・運営手法を検討していくとしており、資料の右下でございますが、市民からの多様なニーズへの確かつ柔軟に対応し、従来からの事業・サービス水準をしっかりと維持しつつ、新たな取組を展開していくために、「今後どのような管理・運営の手法が、その実現のために適しているのか」、「生涯学習推進の拠点として最も市民ニーズに沿った市民館・図書館であるためにどうしたらよいのか」という視点に立ち効率的・効果的な管理運営手法の検討を行っているものでございます。

では、2ページを御覧ください。「Ⅱ 今後の市民館・図書館の目指す方向性」についてでございますが、「1 生涯学習社会の実現に向け社会教育にいま求められているもの」といたしまして、平成30年12月の文部科学省の中央教育審議会での答申によりますと、今後の公民館に求められる役割として、地域の実態に応じて学習と活動を結びつけ、地域づくりにつなげる新しい地域の拠点を目指していくことが望まれているとされており、今後の図書館に求められる役割として、知識基盤社会における知識・情報の拠点としての資料の充実や、利用者及び住民の要望や社会の要請に応えるための運営の充実を図ることが望まれていることとされているところです。本市の市民館・図書館は、地域全体における社会教育振興全般を担い、社会教育を通じ「人づくり」「つながりづくり」持続可能な「地域づくり」といったまちづくり施策の推進役としての機能が求められています。資料の右側、上段の図でございますが、社会教育は、市民の皆様は、地域を自らの手で良くしたいという前向きな気持ちになれるきっかけを提供する「学び」を社会の至るところにたくさん仕掛け、豊かな地域づくりへの展開を支援する必要があると考えており、「学び」が活動を誘発し、活動の中での気づきや疑問をまた「学び」につなげるといった好循環をもたらすものであることを図示したものでございます。また下段の図でございますが、社会教育は、様々な行政施策に横串を刺し、底上げを行うものであることを図示したものでございます。

では、3ページを御覧ください。「2 市民館・図書館の今後の目指す方向性」といたしまして、「今後の市民館・図書館のあり方」において、「行きたくなる市民館・図書館」、「まちに飛び出す市民館・図書館」、「地域のチカラを育む市民館・図書館」という三つの方向性を定めたところでございます。この三つの方向性の実現に向けて、ICT活用による情報発信やアウトリーチによる事業・サービス等の新たな展開が求められています。また、区役所においては、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」や「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく地域づくりに向けた事業展開をしており、生涯学習支援はこれらの取組と連携して地域づくりを展開する必要があります。また、市の生涯学習施策全体において、地域における多様な生涯学習活

動を支援・コーディネートする公的な役割が増加している状況にあります。下段の図につきましては、今後の生涯学習推進施策全体のイメージを図示したものでございまして、これまで館内を中心に行っていた生涯学習推進施策に加え、館内での新たな取組を充実させるとともに、アウトリーチにより区域全体で展開する取組を図示したものでございます。四角で囲ったものにつきましては、今後、新たに展開・拡充していく取組を図にしたものでございます。

4 ページを御覧ください。「Ⅲ 市民館の現状・課題」についてでございますが、「貸館の状況」といたしまして、過去5年間の市民館の平均利用率は、ホールが約75%、会議室が約63%、音楽室や料理室等の教養室が約55%。分館の平均利用率は50%を下回る状況であり、ニーズの変化に対応した施設提供や情報発信、余剰スペースを活用した会話・ふれあいを楽しめる居場所づくり等が必要です。「社会教育振興事業」についてでございますが、過去5年間の事業への参加者数はほぼ横ばいの状況であり、事業参加者の年代については、若い世代の参加が少なく、約半数が60歳代以上です。また、事業の多くは、市民館及び分館を拠点として実施しており、幅広い世代に向けた学習活動への動機づけやきっかけづくり等のエントリー機能が不足しており、より参加しやすく魅力的な事業を行うとともに、全ての世代を対象に、学習機会の充実を図ることや、これまで以上に地域の中に学びや活動の場を増やしていく必要がございます。

5 ページを御覧ください。「Ⅳ 図書館の現状・課題」についてでございますが、「図書の貸出・閲覧スペースの提供」といたしまして、図書館の利用状況につきましては、利用者人数、貸出人数、貸出冊数、入館者数ともに減少傾向にあります。また、閲覧席の不足や老朽化した施設の改善等を望む市民意見が寄せられており、多様な来館目的に応じた居心地の良い施設環境づくりに向け、館内の限られた空間を有効活用し、スペースの使い方等の運営・利用ルールの見直し、魅力あるサービスや事業の展開による利用の促進が求められています。「読書活動の充実」といたしまして、現在、各区の地区館及び分館を中心としながら、自動車文庫や学校図書館の地域開放等、身近な場所への図書館サービスの取組を検討・実施しています。また、地域では、図書・資料や読書に関わる様々な資源が存在しており、従来の貸出事業・サービスに加え、本を通じた支援や交流の場づくりの推進等、新たなニーズへの対応や、地域の様々な資源との連携を通じ、地域の中で広く図書館サービスを展開していくことが求められています。

では、6 ページを御覧ください。「Ⅴ 市民館・図書館の課題解決に向けた考え方」についてでございます。「1 市民館」についてでございますが、これまで御説明させていただきました現状や課題を踏まえまして、その解決に向けて、魅力ある生涯学習支援施策の実施や、施設全体の効果的な利活用環境の実現を図り、また、人づくり・つながりづくりに向けたコーディネートやサポートできる体制が必要だと考えております。「2 図書館」についてですが、現状や課題を踏まえまして、その解決に向けて、魅力ある施設利活用環境の実現を図り、また、限られた資源を有効に活用し、読書普及・サービス、アウトリーチ、コミュニティ推進等、図書館活動の充実に向けた業務に取り組むことのできる体制が必要だと考えております。

下段の「Ⅵ 市民館・図書館の管理・運営の方向性」についてでございますが、「1 民間活力の更なる活用の検討」といたしまして、市全体の生涯学習推進施策の再構築を図り、市民館・図書館の従来からの事業サービスを引き続き実施しつつ、「今後の市民館・図書館のあり方」に基づき、新たなニーズに対応する事業・サービス提供による施策の底上げを図り、生涯学習社会の実現を目指すため、市職員のマンパワーを補完し、市職員が企画や新たな取組に一層注力できる体制の構築に向けて、指定管理者制度や業務委託の拡充等の民間活力の更なる活用の検討を進めて

まいります。「2 民間活力の更なる活用にあたっての視点」といたしまして、市でやらなければいけないこと、民間の力を借りることでサービス向上ができる部分をしっかり切り分けし、各々の力が最大限発揮できるよう役割分担を行います。また、市と民間が連携を図りながら、新たな市民ニーズに的確に対応し、「今後の市民館・図書館のあり方」で示した事業・サービスを実現します。また、市が企画調整、マネジメントをしっかりと行い、民間事業者の業務内容等を確認できる体制づくりを行うとともに、達成すべき業務の水準を示すことにより、必要な事業・サービスを確実に担保します。また、市の役割を果たしていくために必要な人材育成を行います。

7ページを御覧ください。「Ⅶ 今後のスケジュール」についてでございます。令和4年5月頃までに、「市民館・図書館の管理・運営の考え方」、及び「(仮称)川崎市民館・労働会館管理運営計画(案)」を策定し、パブリックコメントを実施いたします。同年の8月頃には、パブリックコメントの結果を反映した、管理・運営の考え方及び管理運営計画を策定し、それに基づき取組を進めてまいります。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

御質問等お願いいたします。

田中委員、お願いします。

【田中委員】

御説明ありがとうございました。

ページで言いますと6ページです。ここで若干コメント、感想を述べさせていただきます。特に市民館についてなんですが、ここに指定管理者制度というのが出ていますけども、この辺りは、実際に関わっておられる社会教育委員の会議とか、それから市民館運営審議会とかというところと十分に議論をしながら、それぞれの委員の方とか、あるいは場合によっては利用者の方々とコミュニケーションをしながら、本当に、恐らく地域によっても事情が違ってくると思いますので、それぞれの地域あるいは市民館の特色から見て、指定管理者制度が必要なのかなのか。必要だとしたら、一体どういう部分に必要で、どういう形であれば、より市民館の活用につながるのかというところをきちんと具体的に議論していただけるとありがたいと思いました。

もう一つは、このサービスという言葉についてなんですが、市民館の場合、先ほどお話ありましたように、貸館の部分とそれから社会教育振興事業があります。これを市民館が供給側で、市民が需要側、要するに利用する側というふうに捉えてみれば、このサービスという言葉はなじむのかもしれませんが、実際には、貸館の部分も随分利用が減っているということで、できれば市民の方々と利用者の方々と議論しながら、どういう貸し方、システムをつくっていけば、もっと利用が増えるのかとか、あるいは社会教育振興事業については、既にもう市民の方が一緒に企画をしたり、という部分があると思いますけども、今後ますます市民参画による社会教育振興事業というのが重要になってくると思うのですね。

そうすると、ただサービスと言ってしまうと、市民と一緒に考えるとか、市民と職員が共に作り上げるという部分がイメージできなくなってくるので、このサービスというのは、少し広範な意味で捉えて、そのサービスの中には、利用者に対するいわゆる従来型のサービス提供と、市

民の方に参加していただきながら一緒に事業をつくっていくという部分ですね、それも含めて広い意味でサービスと呼んでいるというように位置づけていただけるといいかなと思いました。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。御意見として受け止めていきたいと思います。

高橋委員。

【高橋委員】

図書館についてです。既に図書館では、指定管理者というところで業務が委託されているところと市でやっているところと分かれていると思うのですが、今、実際うまく回っているのかとか、例えば何か課題があるのかとか、現状を教えてください。

【小田嶋教育長】

現在の民間委託の部分ですね。

お願いします。

【山口生涯学習推進課担当課長】

現在、図書館におきましては、貸出、返却のカウンター業務ですとか、本の配架、また予約の巡回の受取りや配送、また書庫の出納です。そういったところを民間活用しておりまして、基本的にそういった本の選書の部分ですとか業者のコアな部分を職員でやりつつ、マンパワーをお借りできる部分につきましては、業務委託としてやっておりまして、これは全館そういった形でやっております。

なので、そういう意味では住み分けはしっかりしながら、連携を取ってやっているということで、利用者にとってもまず相対するカウンターの方が業務の委託の方になっておりますので。ですが、職員と区別されることなく、円滑に進んでいるというふうに伺ってございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

はい。いかがですか。

【高橋委員】

はい。今、やられている部分では、うまく運用をされているというところだと思います。

それで、新しいサービスが出てきたりとか、新しい図書館のあり方というところで、また指定管理者がやる業務というのも変わってくると思うのですが、やっぱり市民館も図書館もコストとかでは測れないような、公の部分は負担しなければいけない、守っていたり、市民を引っ張っていたり、そういう部分はやっぱり必ずあると思いますので、どういうところを指定管理者にして、どういうところを市で、公でやるのかというところは、書いてはありますけれども、慎重に議論していただいて、最も良い形で市民の方にサービスですとかいろんなものが提供できたり、使えるようにしていただければと思います。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。
他にはいかがでしょうか。
石井委員。

【石井委員】

市民のニーズに的確に対応してサービスを実現していくというのは、非常に大切なことだと思うのですが、1枚目には、市民からの多様なニーズに的確、柔軟に対応すると。6ページ目には、新たな市民ニーズに的確に対応しと、二つ分けて書いてあるのですが、これは何か違いがあるのでしょうか、ニーズについて。それをお聞かせください。

【山口生涯学習推進課担当課長】

すみません。1ページ、今回、市民館・図書館のあり方というものを作成した際に、様々な市民からの御意見を頂いて、ニーズの広がりを確認したところでございまして、それについて新たな、これまで図書館が押さえていたベーシックなサービスよりもやっぱりもっといろんなことを望まれているのだということが把握できたということで、「新たな」という言い方をしております。多様化と基本的には同義というか、新たに我々が把握したというような意味合いで使っておりますので、少しちょっと文言については整理させていただきたいと思います。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。
他にはいかがでしょうか。

【岡田教育長職務代理者】

御説明ありがとうございます。
教えていただきたいことがあるので、お願いいたします。

資料の3ページを御覧くださいませ。区域での展開と書いてございますよね。そこで市民館のほうのアウトリーチのところには、対話型のオンライン講座というのが示されているのですが、図書館のところでは、特にそういうものがなくて、多分アウトリーチ等を踏まえていると思うのですが、一番下に電子書籍とスマートライブラリ、アプリ等のICT活用というふうに書いてありますので、要するにこの中に今言ったようなオンラインのものが含まれるのかなという、そういう質問です。

質問した意図は、今後10年後に今の例えば一部上場の会社が残っているかどうかという、かなり疑問だというふうにならわれていて、プラットフォームが変わってしまったりして、世の中は大きく変化していくというふうに考えていったときに、多分残っているだろうというか、必要なものとしてはICTなのだというふうに思うものですから、そこを踏まえた上で、アウトリーチの中に対話型オンラインというのと同じようなものが図書館の中に何かあるのかという、そういう質問です。

【山口生涯学習推進課担当課長】

ありがとうございます。

特に市民館は講座をやっていますので、今回、コロナの中で講座をやったり止めようとか、かなり数が減ったりした現状があって、そこを打開する意味で、非接触型のオンラインでやったり、もしくは少し動画的な形で映像を使って参加していただいたりというようなサービスを既に着手し出しているところがありますので、市民館のほうはそういった意味合いでございまして、図書館は、基本は本をといる話、本の電子化みたいな話というのは、こちらのいわゆるスマートライブラリという意味合いで、オンラインでのやり取りということに関して言えば、例えば読み聞かせの部分ですとか、交流の場づくりの中で活用するといったことも当然念頭に置いて進めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

【岡田教育長職務代理者】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

他にはいかがでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

今の岡田先生のお話を聞きながら、3ページの図を見ていたのですが、今後の生涯学習推進施策イメージというところで、たしか前にあった市民館・図書館のあり方みたいなところで、市民館と図書館が連携するお話もあったような気がするのですが、あと例えば今後新しくできるもので、同じ建屋に入っているときに、図書館で借りた本を閲覧室が少ない場合は、市民館のスペースを閲覧室みたいな形で使うみたいなアイデアがあったような気がするのですが、この図だと市民館と図書館が別々という感じに見えて、連携して一緒に生涯学習をやっていくというところが見えなくなっているのが、ちょっともったいないなと思っていて、そういうアイデアも多分管理運営というところにも関わってくる話だと思うので、入れていただければなと今思いましたので、お願いいたします。

【小田嶋教育長】

いかがですか。

【山口生涯学習推進課担当課長】

まさにそうですね。委員がおっしゃるとおりです。あり方の中でそういう社会教育の施設同士の連携というのがありますので、例えばこの図で隣に並んでいるのですが、そこを橋渡しするような絵面のほうが確かに分かりやすいと思いますので、検討させていただきたいと思います。

【小田嶋教育長】

他にはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 5について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 5は承認といたします。

報告事項No. 6 (仮称)川崎市民館・労働会館管理運営計画に関する中間とりまとめについて

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 6 (仮称)川崎市民館・労働会館管理運営計画に関する中間とりまとめについて」の説明を、生涯学習推進課担当課長、お願いいたします。

【豎月生涯学習推進課担当課長】

それでは、「報告事項No. 6 (仮称)川崎市民館・労働会館管理運営計画に関する中間とりまとめについて」御説明をさせていただきますので、資料を御覧ください。

1 ページを御覧ください。初めに、「第1章 目的、位置づけ、計画の構成」でございますが、「1 目的」につきましては、2 項目め、本計画は、教育文化会館と労働会館が、これまで行ってきた事業を継続するとともに、新施設を一体として運営していくため、事業サービスの内容や提供手法等に関する基本的な事項等を明らかにするものでございます。「2 これまでの検討の経緯」につきましては、平成30年3月に「川崎区における市民館機能のあり方について」を、平成31年3月に「川崎市教育文化会館及び川崎市立労働会館の再編整備に関する基本構想」を、令和3年1月に「川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画」を策定してまいりました。また、策定の都度、市民意見聴取に努めてきたところでございます。「3 位置づけ」につきましては、「基本計画」に基づき、並行して検討を進めているハード面の実施設計と連携を図りながら、ソフト面を本計画として整理するものでございます。「4 本計画の構成」につきましては、第3章「市民意見の把握と整理」を第4章以降の各計画に反映していることをお示ししております。

右側の「第2章 基本理念・役割」でございますが、「1 基本理念」につきましては、「基本構想」で掲げた再編整備の基本理念は、管理運営においても本施設の目指すところであることから、引き続き、新施設の基本理念とするもので、誰もが使いやすい魅力ある施設となることを目指して、枠で囲っております「みんなが気軽に利用しやすい 活動と交流の拠点づくり」を基本理念とするものでございます。「2 新施設の役割」につきましては、川崎区の市民館に求められる役割「学びと活動を通じたつながりづくり」と、労働会館に求められる役割「いこい、語らい、学びあう場所」を果たしながら、二つの施設が同一建物内に設置されていることのメリットを活かした事業・サービスを提供し、連携を図りながら地域の拠点としての役割を担っていくもので

ございます。

2ページを御覧ください。「第3章 市民意見等の把握と整理」でございますが、「1 市民意見の把握」につきましては、事業・サービスや、施設の利用ルール等を考えるワークショップを令和3年7月から11月にかけて開催し、延べ90名の方から395件の御意見をいただきました。また、「(2) オープンハウス型説明会」でございますが、ワークショップの結果を周知する取組として、川崎区役所主催のイベント開催時に、パネルの展示やニュースレターの配布、シール投票等を行ったほか、教育文化会館及び労働会館においても、パネル展示を行いました。「2 市民意見の整理」につきましては、ワークショップ等を通じて把握した市民意見を本計画の項目に沿って整理したものでございます。表の「本計画の項目」にございます「第4章 事業計画」には、多様なイベント、多世代交流、多文化交流等に関する御意見が多く寄せられ、参考とさせていただきます。右側に、「第5章 施設利用計画」、「第6章 広報計画」に反映した主な御意見を整理いたしました。「開館日、開館時間」に対しては、休館日は固定のほうが分かりやすい等の御意見、「利用方法等」に対しては、ホールとホール以外で申込み時期を分けたほうがよい等の御意見、「ホール・ミニホール」に対しては、楽屋の数等について、「多目的室・多目的利用」に対しては、防音等多目的機能に耐えられる設備が欲しい等の御意見、「教養室等」に対しては、体育室への鏡の設置等について、「オープンスペース」に対しては、予約なしでの利用等について、「市民活動支援」に対しては、市民活動の拠点を求める御意見、「図書コーナー」に対しては、労働資料と一般図書の融合等について、「ロッカースペース」に対しては、いろいろな大きさ・用途に応じたロッカーの設置等について、参考とさせていただきます、本計画や設計に反映を行ったところでございます。この他、浸水対策等、災害時の対応や広報についても御意見を頂き、参考とさせていただきます。3ページを御覧ください。「3 サウンディング型市場調査の実施」につきましては、令和3年6月から7月にかけて、民間事業者へのサウンディング型市場調査を実施し、説明会・現地見学会には30団体に御参加いただき、個別対話として、生涯学習等の施設運営の実績のある事業者やNPO法人等、15団体にヒアリングを実施いたしました。「(3) 主な提案内容」には、参考とした主な提案内容を記載してございます。

「第4章 事業計画」でございますが、「1 基本的な考え方」につきましては、市民意見を参考に三つの運営方針を定め、それらに沿って取組の方向性を整理したものでございます。運営方針の一つ目は、「利用しやすい環境づくり」で、利用環境の向上と情報発信の取組を進めるものでございます。「取組の方向性」としましては、「施設利用の促進のための取組の推進」、「労働者を支援する取組の推進」、「戦略的な広報の取組の充実」を掲げ、「主な事業等」として、「オープンスペースを活用した交流イベント」や「労働者への憩いや交流の機会の提供」、「SNSを活用した情報発信や広報」等に取り組んでまいります。右側の、運営方針の二つ目は、「多様なニーズに対応した学びと活動の支援」で、自発的・主体的な学びや活動への支援を基本としながら、学習機会や情報を提供する取組を進めるものでございます。「取組の方向性」としましては、「あらゆる世代、労働者に向けた魅力ある取組の推進」、「ICTを活用した新たな手法による事業・取組の推進」、「地域人材が活躍できる取組の推進」を掲げ、「主な事業等」として、「ライフステージに応じた多様な講座・教室等の充実」や「講座・学習などのオンライン化やデータ配信の試み」、「地域人材とのネットワーク構築」等に取り組んでまいります。運営方針の三つ目は、「参加と協働・連携による地域づくり」で、地域課題の解決に向けて、富士見公園等の市民利用施設や多様な主体と連携した取組を進めるものでございます。「取組の方向性」としましては、「施設間連携

よる取組の推進」、「公園等の利用と一体となった取組の推進」、「多様な主体と連携した取組の推進」を掲げ、「主な事業等」として、「これまでの2つの施設の利用者がそれぞれの活動などを知り参加できる事業やイベント」、「公園や周辺施設と連動した交流イベント」、「サークル、活動団体、企業、NPO法人などと連携したイベント」等に取り組んでまいります。

4 ページを御覧ください。「第5章 施設利用計画」でございますが、「1 基本的な考え方」につきましては、市民意見を踏まえ、多様なニーズに応じた利用方法を取り入れながら、教育文化会館と労働会館の利用ルールを一本化して、新施設の利便性の向上を図るものでございます。

「2 開館日・開館時間」につきましては、現在の教育文化会館と労働会館の開館日、開館時間等を基に定期的な休館日を設定し、開館時間は午前8時30分から午後9時30分といたします。

「3 施設の概要」につきましては、新施設に求められる役割を担えるよう、利用に供する施設を配置するものでございまして、表のとおり、ホールや多目的室、教養室等の「貸出施設」、オープンスペース、市民活動コーナー等の「オープン利用施設」、ロッカースペース、駐車場等の「便益施設」に区分してお示ししております。なお、各施設の配置や概要等につきましては、後ほど御説明いたします「資料編」に記載してございます。まず、「(1) 貸出施設」でございますが、

「ア 利用方法」につきましては、現在の教育文化会館・市民館の利用方法を原則といたします。ただし、オンラインルームは、オープン利用施設の利用ルールと調整を図りながら利用方法を設定してまいります。なお、ページ下部の米印、ホールとミニホールでは、抽選期間前でも他の施設を同時に申し込むことができることとし、利用申込み期間よりも前の利用申請は、現在の取扱いを基本としてまいります。右側の「イ 利用区分」につきましては、現在の利用状況等を踏まえ、貸出施設ごとに使いやすい利用区分としてまいります。「ウ 料金体系の考え方」につきましては、施設として一本化した料金体系として、受益者負担の原則により、利用者には適正かつ公平、公正な負担を求めることを基本とし、具体的な金額については、今後条例において位置づけてまいります。なお、減免措置については、条例の検討に合わせ、現在の教育文化会館及び労働会館の減免措置の取扱いを基本に検討してまいります。「エ 飲食の考え方」につきましては、原則として飲食を伴う利用を可能といたしますが、ケータリングやアルコールを伴う飲食においては、一定の手続きを前提とするものでございます。次に、「(2) オープン利用施設」でございますが、原則として予約せずに、個人でも無料で利用できる施設といたします。「ア 利用ルールの設定」にございまして、利用者同士の新たな交流やつながりづくりを進めるため、誰もが使いやすい利用ルールを開館までに設定してまいります。また、「イ 占用利用の考え方」につきましては、占用利用を行う場合は申請（予約）によることとし、適正かつ公平、公正な負担を求めることを基本に検討してまいります。「4 災害時の対応」につきましては、新施設としてBCPの作成など防災対策を実施するとともに、区災害ボランティアセンターや避難所補完施設等の防災機能を有する施設として位置づけてまいります。なお、参考として、実施設計において検討を進めている施設・設備面における防災対策を記載してございますので、後ほど御覧ください。

5 ページを御覧ください。「第6章 広報計画」でございますが、「1 基本的な考え方」につきましては、利用促進を図る施設広報と事業への参加者等を増やすための事業広報をバランスよく実施してまいります。また、世代により情報収集の手段が違うことに配慮し、インターネットと紙媒体との併用を行うほか、市民や近隣商業施設等と連携した多様で幅広い視点により広報活動を展開してまいります。「2 開館までの広報活動」につきましては、愛称の募集やプレイベントの実施等を予定しております。「3 開館後の広報活動」につきましては、一般的な媒体を組み

合わせて効果的に実施していきたいと考えております。

右側の「第7章 組織計画」、「第8章 収支計画」でございますが、本章につきましては、本年5月頃に公表を予定している案において、具体的な内容をお示ししてまいります。

「第9章 今後のスケジュール」でございますが、管理運営計画につきましては、今後、本中間とりまとめに対して利用団体等から御意見を伺った後、令和5年、あるいは4年5月頃に案を公表し、8月頃に確定してまいりたいと考えております。また、再編整備に関しましては、令和4年8月以降に条例を制定し、令和5年度からの改修工事を経て、令和6年度中の供用開始を目指してまいります。

中間とりまとめ本体の説明は以上でございます。

次に、「資料編」を御説明いたしますので、6ページを御覧ください。管理運営計画の策定に当たりましては、ソフト面とハード面を一体的に検討する必要があることから、実施設計で検討している施設配置を「資料編」としてお示しするものでございます。「1 施設配置の考え方」につきましては、「みんなが気軽に利用しやすい 活動と交流の拠点づくり」の実現に向けて、多様なニーズや利用者の増加に対応するため、基本計画で整理した考え方を基に、スペースの再構築と有効活用を図りながら施設を配置したものでございます。「2 施設配置」でございますが、部屋の名前のみお示ししているため、8ページの施設概要に記載してある内容を適宜加えながら御説明してまいります。まず、左側の図、地下1階には、地下という振動や防音に優れた空間特性を活かし、軽運動や音楽等に利用できる体育室やスタジオを複数配置いたします。また、オープンスペースは、各階に配置しますが、地下のオープンスペースでは、ダンス等での利用を想定した設えとする予定でございます。次に、1階は、公園側に市民ギャラリー、売店・飲食スペース、テラスを配置し、公園との連続性、一体性を持たせたところでございまして、売店・飲食スペースでは、弁当、パン等の食品や飲料の販売を想定しております。また、ホールは、1階部分全体が平土間となる設えとするほか、バリアフリー対策として、車椅子で楽屋から舞台への移動を可能とするとともに、楽屋部分にエレベーターを設置いたします。外構につきましては、広場に仮設トイレ用マンホールを設置するほか、図の下に表記してありますとおり、浸水対策として2階レベルに架台を設置し、地下の機械設備等に移設してまいります。7ページを御覧ください。左上の2階は、図書コーナーやオープンスペース・市民活動コーナーを配置し、交流や賑わいが生まれやすい空間構成とするとともに、浸水対策も考慮して事務室を配置し、新施設の中心的なフロアといたします。図書コーナーにつきましては、労働資料に加え、一般図書や児童書等を配架して、閲覧席を設置してまいります。オープンスペース・市民活動コーナーにつきましては、オープンスペースの利用ルールと調整しながら、川崎区の市民活動コーナーとして、打合せやグループワーク等に利用できるよう運営してまいります。次に、左下の3階は、和室1とオープンスペースを隣接させ、可動式の間仕切りを開放すると一体的な利用が可能となるようにします。また、児童室は、授乳室やキッズトイレを設置し、託児・育児スペースや来館者が自由に利用できる子育て支援スペースとします。次に、右上の4階は、楽屋を備えた150席のミニホールを設置し、椅子や可動式の段床を収納することにより、ミニホール全体が平土間として利用できるようになります。また、料理室は、3階の和室1と同様に、間仕切りを開放するとオープンスペースとの一体利用が可能となるほか、ルーム8、ルーム9も間仕切りを開放して利用することが可能となります。オンラインルームは、少人数の打合せブースや個人ブースを設置して、ICTを活用したオンライン会議等に利用することができます。最後に、右下の5階は、実習室2の間

仕切りを開放するとオープンスペースとの一体利用が可能となるほか、ルーム10、ルーム11も間仕切りを開放して利用することが可能となるようにいたします。また、交流室は、改まった会議や懇談会等での利用を想定した設えの部屋とします。8ページを御覧ください。「3 施設の概要」につきましては、先ほど御説明してきた内容を含めた概要等を記載しておりますので、詳細につきましては、後ほど御確認ください。

資料編の説明は以上ですが、設計の途中段階でございますので、今後の検討により変更が生じる可能性があることを申し添えさせていただきます。

説明につきましては以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

御質問等があればお願いいたします。

田中委員、どうぞ。

【田中委員】

どうも御説明ありがとうございました。

ちょっと細かいことですが、今、各フロアを説明いただきましたが、3階のオープンスペース3と和室が可動式の可動間仕切りだから一体化できるわけですけど、和室というのは畳ですね。

【豎月生涯学習推進課担当課長】

はい、そうでございます。

【田中委員】

それでオープンスペースはそうじゃないので、これを一体化して使うというのはどういう使い方なんでしょうか。

【豎月生涯学習推進課担当課長】

和室は靴を脱いで上がるようなイメージでございますので、やはり一段高いような状況になってございます。そこに通常の畳が敷いてあって、ここには炉を切ってございます。

使い方のイメージの一例でございますけれども、例えば大きなイベント等で、点てた抹茶等を振る舞うというような使い方等が考えられまして、そうした場合に、主催者側が和室でお茶を点て、一体化したオープンスペースにお客様を招いてお茶を振る舞うといったようなことも考えられますし、また、例えば踊り等を、和室を舞台に見立てて、オープンスペースを客室に見立てて、それでちょっとした発表をしていけるというような使い方等が想定されるというふうに思いながら、こういった設備とさせていただいております。

【田中委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

すみません。細かいことですが、オンラインルームが一室あるのは分かったのですが、基本的に全館ネットワーク、全部のお部屋がネットワークは、有料か無料かは置いておいて、繋がると思ってよろしいですか。

【堅月生涯学習推進課担当課長】

はい。施設全体に対してWi-Fiを入れていくというイメージでおります。

オープンスペースにつきましては、かわさきWi-FiというフリーWi-Fiが市のほうで施策として進めておりますので、その導入を検討しているというところで、あと、普通のお部屋につきましては、それとは別に、例えば1時間で切れてしまうとかいうようなものではないWi-Fiを入れていくという形で考えています。

それをオンラインルームのほうでもWi-Fiを入れていくことによって繋がることもできまして、他の部屋との違いというところにつきましては、例えばオンライン会議をするために必要なモニターがあるだとか、例えば小さめのブースで遠隔地の会議に参加をするというような、オンラインでの活動がしやすいような設備があらかじめ備えてあるような部屋と思っていただければと思っております。

【高橋委員】

例えばハイブリッドで、ハイブリッドじゃなくても配信するというようなのに適した設備があるみたいなイメージでいいですか。

【堅月生涯学習推進課担当課長】

はい。少し使い方のイメージをお話ししますと、サークル活動とかでお使いになる場合、コロナ前までですと実際にこの場に集まってのサークル活動みたいなイメージでしたけれども、今ですと、例えば10人いる団体さんのうち、半分は家から参加、半分は実際に集まって参加というようなときには、その小さな会議室スペースに皆さんお集まりになって、画面に映った残りの5名の方と会話をしながら活動していくというような使い方。または、館側が主催者となって、例えば講座等をオンラインで発信をしていくという場合には、講師の方がオンラインルームに入って、オンライン先の受講者とやり取りをしながら講座を進めていく。また、動画撮影したようなデータ類なんかも、このオンラインルームを活用しながら流していくというようなこと等が考えられるところでございます。

【高橋委員】

ニーズが高い、そういう設備になってくるかなと思うので、いろんなことに対応できるように御検討いただければと思います。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょう。

石井委員。

【石井委員】

多文化共生という観点から、部屋の表示ですとか利用の張り出しとかありますよね。あれの外国語の表記も考えておられるのか、どうでしょうか。

【堅月生涯学習推進課担当課長】

この施設全体に対して、いわゆるバリアフリーだとか、言語的な面でも違った方とのやり取りができるといったユニバーサルデザインの考え方をベースに入れながら設計とかを進めてきたところでございます。

ですので、今、委員がおっしゃったような部屋の案内なんかにつきましても、例えば今回のオリンピックで導入が進められたピクトグラムだとかいうようなものも考えられますし、例えば公園との一体的なところも打ち出しておりますので、公園のサインとも連携を図りながら、今後も考えていきたいというふうに考えているところでございます。

【石井委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょうか。

【岡田教育長職務代理者】

今の御説明を聞いていて、一つ教えてください。各部屋にスクリーンは付くと考えてよろしいのでしょうか。というのは、インターネットを使ってやり取りをしたりとかした場合、大人数の方が利用したら、それぞれがパソコンで見るという方法もあるけども、やっぱり大画面に映すという、大学の授業なんかはほとんどがもうそれできているので。そう考えたとき、スクリーンは付けるのかなとふと思ったものですから、教えてください。

【堅月生涯学習推進課担当課長】

まだ、実は設計の途中でございまして、個々の部屋の導入していく設備的なものとか、備品的なものについては、まだ検討中というところでございます。

そうした中で、スクリーンを全部の部屋に、いわゆる設備の備品という形で入れていくのか、それとも運ぶことができるような形で、その場その場で運び込みをしていくのかというのは、今後検討させていただければと思っております。

【岡田教育長職務代理者】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 6について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 6は承認といたします。

9 議事事項

「議案第36号 (仮称) 川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」

「議案第37号 (仮称) 川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」

「議案第38号 (仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項に入ります。

なお、議案第36号から議案第38号は、令和4年第2回市議会定例会に提案する議案に関するものでございます。

これらのうち、「議案第36号 (仮称) 川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」、「議案第37号 (仮称) 川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」、「議案第38号 (仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」の議案3件につきましては、いずれも学校給食センターの整備等事業の契約の変更についての議案となりますので、議案3件を一括して審査したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案3件を一括して審査いたします。

では、議案3件の説明を健康給食推進室担当課長、お願いいたします。

【末木健康給食推進室担当課長】

それでは、学校給食センター整備等事業の契約の変更について御説明いたします。

本件は、令和4年第2回市議会定例会に議案として提案するものでございます。議案第36号は南部学校給食センター、議案第37号は中部学校給食センター、議案第38号は北部学校給食センターでございますが、契約金額以外の部分は全て同一となりますので、お手元の議案第36から38号の資料「(仮称) 川崎市南部・中部・北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」により一括して御説明させていただきます。

初めに、「1 サービス購入料の仕組み」でございます。本事業はPFI事業手法を用いて、施設的设计、施工から完成後の維持管理、運營業務等も含め実施しておりますが、業務ごとのサービス購入料の構成は設計建設業務のうち、一括払いのサービス購入料A、割賦払いのサービス購入料B、開業準備業務のサービス購入料C、維持管理・運營業務のうち、固定料金のサービス購入料D、変動料金のサービス購入料Eで構成されております。

次に、「2 変更理由」でございますが、事業契約書第71条の規定等に基づき、物価変動による契約金額の変更を行うものでございます。

次に、「3 サービス購入料D及びサービス購入料Eの改定について」でございますが、ゴシック体になっている箇所を御覧ください。サービス購入料D（固定料金分）及びE（変動料金分）については、「契約締結年度」と「支払い対象となる令和4年度の維持管理・運営を行う前々年度の4月が属する年（令和2年度）の対象となる価格指数の年度平均指数」を比較し、1.5%を超える変動があった場合、対象となる費用の改定を行うこととしていただいております。今回、改定の対象となる費用は、固定料金分のうち「維持管理費相当分」、「運営費相当額（光熱水費相当分を除く）」、「運営費相当額（電気代相当分）」、「運営費相当額（ガス代相当分）」、「運営費相当額（上下水道料相当分）」及び変動料金分の内「光熱水費相当分以外の単価」、「電気代相当分の単価」、「ガス代相当分の単価」、「上下水道料相当分の単価」であり、改定率につきましては次のページにある表のとおりでございます。

次に、「4 改定後の各サービス購入料及び契約金額」でございます。「(1) 南部学校給食センター」を御覧ください。先ほど御説明いたしました各サービス購入料の改定額は表のとおりでございます。このたび、表の一番下の段「税込合計」欄でございますとおり、物価変動により、現在の契約金額「154億3,541万1,923円」を「154億5,321万7,446円」に変更いたしまして、税込みで「1,780万5,523円」の増額を行うものでございます。

1ページおめくりいただきまして、「(2) 中部学校給食センター」を御覧ください。「税込合計」欄でございますとおり、物価変動により、現在の契約金額「112億2,218万6,159円」を「112億3,871万2,765円」に変更いたしまして、税込みで「1,652万6,606円」の増額を行うものでございます。次に、「(3) 北部学校給食センター」を御覧ください。同様に、物価変動により、現在の契約金額「80億9,145万2,305円」を「81億388万9,652円」に変更いたしまして、税込みで「1,243万7,347円」の増額を行うものでございます。

議案第36号、37号、38号の説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

それぞれの議案につきまして、御質問等はございますでしょうか。特によろしいですか。
高橋委員。

【高橋委員】

御説明ありがとうございました。

毎年のことなので、毎年その確認になるのですけれども、物価の変動に伴って値上がりしたのもあれば値下がりしたのもあって、各センターで購入している金額とかの差があるので、値上がりだけするセンターもあれば、値下がりするセンターもあるということですよ。

【末木健康給食推進室担当課長】

今回の改定は、主に維持管理と運営部分でございまして、その指標として運営の指標、維持管理の指標、それから電気、ガス、水道の指標を基に改定しております。

したがって、それぞれに増減がありますので、今回は電気とガスが下がっています。しかし、それ以外のものが全て上がっています。したがって、その上がり幅が大きいので、今回全て増額というような変更になったものでございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【田中委員】

ちょっとよろしいですか、1点だけ。

【小田嶋教育長】

田中委員。

【田中委員】

おそれいます。この変動するといいますか、差が出てくるのが、ゴシック体で具体的に項目がありますが、固定料金のうち、変動料金はイメージ湧くのですけども、固定料金の中で維持管理費とか運営費相当額とか、具体的にはあれですか、人件費とかあるいは何か、どういうものが変動するという。全部じゃなくていいのですけど、例えばこういうのが変動するからこうなるのだというのが教えていただけるとありがたいのですけども。

【末木健康給食推進室担当課長】

基本的に変更契約をするに当たって見る指数の変更ですので、それは固定料金も変動料金も一緒の指数を使っています。

固定料金と変動料金の違いは、いわゆる食数により変更するものによって、変動するものがサービス購入料のE、食数に関係なく一定程度運営するに当たって必要な固定費のようなものを見ているのがDというふうにお考えいただければよろしいかなと思います。

【田中委員】

分かりました。今のEのほうは、具体的な項目を見ると、電気代相当分の単価とか、ガス代相当分の単価とかありますので、こういうものが変わるからなのかなとイメージ湧くのですけども、上のほうのDのほうは、維持管理とか運営費といっても、具体的にはどういうものの値段なのかがよく分からないので、例示でいいのですけど、例えばこういうものと教えていただけるとありがたいです。

【末木健康給食推進室担当課長】

例えば維持管理相当分というのは、いわゆる建物管理をするに当たっての人員費ですとか、そういうものが含まれます。それから、運営費相当額の部分については、いわゆる給食調理をするに当たっての人員費等が含まれます。

【田中委員】

分かりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

【小田嶋教育長】

それでは、採決に入りたいと思います。採決につきましては、1件ずつ行っていきます。まず、議案第36号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第36号は原案のとおり可決いたします。
次に、議案第37号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第37号は原案のとおり可決いたします。
続いて、議案第38号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、議案第38号は原案のとおり可決いたします。

10 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これをもちまして終了いたします。

(15時39分 閉会)